



交通安全だより

ゆっくり走ろう 糸島のみち

糸島市交通安全協会 事務局:糸島市前原中央1-6-1 糸島警察署内 TEL.FAX 092-323-2626 責任者:谷口一成

2023年
第21号

糸島市の皆様方には、平素から糸島市交通安全協会の交通安全活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申上げます。

さて、糸島市では買い物や病院にいくにも車がないと不便で、高齢の方々にとっても車は生活する上で重要な手段となっています。

福岡県下の高齢者の交通事故関連発生状況は、昨年に比べて増加傾向にあります。糸島警察署管内でも、今年の上半期で、高齢者が関係する死亡事故が1件発生しています。高齢運転者事故で多いのは、交差点における出会い頭の事故、追突事故が多いといわれ、その要因としては、考え方や漫然運転による前方不注意、反射神経の遅れによるよつさの対応の遅れ等があります。

高齢の方々が、車を運転されるのは、生活する上で必要不

糸島市の皆様方には、平素から糸島市交通安全協会の交通安全活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申上げます。

さて、糸島市では買い物や病院にいくにも車がないと不便で、高齢の方々にとっても車は生活する上で重要な手段となっています。

糸島市交通安全協会会長 谷口 一成

高齢者の交通事故防止について

可欠な事と考えられます、加齢による、身体機能の低下は運転能力にも影響を及ぼすと言われ、ご自身ですが、そのご家族の中には、日々の運転に不安を感じられている方も多くおられるのではないかでしょうか。

当協会では、子どもと高齢者に対する交通安全教育と交通事故防止啓発活動を推進していきます。

推進するうえで、必要な経費は、皆様が糸島市交通安全協

会に加入して頂いた会費が當

等にも使用させて頂いています。

会費は、新入学児童の交通事故防止のランドセル

カバー、幼稚園や保育園の園児

に対する反射材付キーホルダー

等にも使用させて頂いています。

今後とも糸島市交通安全協

会の諸活動に対するご理解、ご協力をお願いします。

謝申し上げます。

さて、本年の県下の交通事故

情勢ですが、年当初から発生件数、死者数とともに増加傾向で推移しており、4月19日付けで、22年振りに、福岡県知事による交

通死亡事故警戒宣言が発令さ

れ、5月2日までの2週間、交通

死亡事故抑止緊急対策を行いま

した。

糸島市においては、6月末現

在121件(前年同期比+2%)の

人身交通事故が発生しており、

5月には自転車が車に追突され

る死亡事故が発生しています。

また、道路横断中の歩行者が

巻き込まれる事故や飲酒運転による事故も発生しています。

こうした情勢を踏まえ、糸島

警察署では、飲酒運転の取締り

をはじめ、重大な交通事故に直結する速度違反、横断歩行者妨害、信号無視等の取締りの強化、

子どもから高齢者まで各年齢層

に応じた交通安全教育や街頭に

おける広報啓発活動を行い、飲酒

運転撲滅機運と交通安全意識の

高揚、道路交通環境の整備等に

取り組んでいます。

本年3月に糸島警察署長として着任した武田と申します。



糸島警察署
署長
武田 邦晴

安全・安心のまち糸島の実現に向けて

糸島市交通安全協会の実現に向けて、関係機関・団体や地元に向けた活動を実施します。

令和5年度使用の交通安全年間スローガン(全国)

運転者「同乗者を含む」部門

運転は ゆとりとマナーの二刀流

歩行者・自転車利用者部門

自転車に 乗るなら必ず ヘルメット

こども部門

ペだるこぐ ぼくのあいぼう ヘルメット

域の皆様と力を合わせて、交通事故抑止に努めてまいりますので、引き続き皆様のご協力をお願い致します。

令和5年9月1日

交通安全だより 第21号

自転車の安全利用を！

糸島警察署 交通課長
藤山 俊明



自転車は幼児から高齢者まで幅広い世代が利用する便利な乗り物ですが、交通ルールを無視した危険な運転による交通事故も発生しています。

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

福岡県の過去5年間の自転車事故を分析すると、自転車事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメットを着用すれば致死率が約1/4に下がるという結果も出ており、頭部を保護するヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守ることにつながることになります。



自転車は道路交通法では軽車両に位置付けられており、車両に分類され、交通事故を起こせば警察への事故の届出や負傷者がいる際の救護も必要となります。

自転車を利用するときは交通ルールを守つて安全運転を心掛けるとともに自転車事故を起こした場合に備え「自転車賠償保険」への加入もお願いします。



ヘルメット、かぶっていますか？

～全ての自転車利用者の乗車用ヘルメット着用が努力義務に～

道路交通法の改正により、**全ての自転車利用者**に対して、**ヘルメットの着用が努力義務**となりました。(令和5年4月1日施行)

交通事故の被害軽減のためには、頭部を守ることが重要です!

- 自転車事故で亡くなられた方の**約6割**が**頭部に致命傷**を負っています。
- 着用時の場合、非着用時に比べて自転車事故における**致死率**が**約1/4**に下がります。
- 自転車を利用する際は、**命を守るヘルメット**を着用しましょう！
- ヘルメットは**安全基準**に適合したもので、頭の**サイズ**に合ったものを選びましょう。

